オランダから日本向けに輸出される生きた家きん等の一時輸入停止措置について

令和３年 11 月５日

今般、オランダのフリースラント州の家きん飼養農場において、新たに高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の発生が確認されたことから、本発生地域が位置する家畜衛生単位第３番の区域及び制限地域を含む家畜衛生単位第１番の区域から日本向けに輸出される生きた家きん等について、輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

記

１　輸入停止措置の対象地域

オランダから日本向けに輸出される家きんの初生ひな及び種卵並びに家きん肉等の家畜衛生条件で規定されている家畜衛生単位のうち、第１番及び第３番の区域

２　一時輸入停止措置の対象地域及び対象品目

（１）生きた家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにそれらの初生ひなに限る。）

（２）家きん卵の液卵

ただし、（２）について、第１番の区域においては令和２年 10 月 18 日以前に、第３番の区域においては令和２年 10 月 29 日以前に採卵されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであること（第１番の区域においては令和２年 10 月 18 日までに、第３番の区域においては令和２年 10 月 29 日までに加工・梱包まで終了していることが必要）をオランダ政府が証明しているものについては、輸入停止措置の対象外とする。

３　輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

ただし、羽毛のうち、第１番の区域においては令和２年 10 月 18 日以前に、第３番の区域においては令和２年 10 月 29 日以前に生産され、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであることをオランダ政

府が証明しているものについては、対象外とする。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラ発生地域から輸入される羽毛については、引き続き消毒の対象とする必要があるので留意されたい。